教育委員会の概要

教育長及び教育委員



やすま ひでしお 教育長 安間 英潮



委員(教育長職務代理者) ほさか あきこ 保坂 曉子



いとう さとる 委員 伊東 哲



もりや かおり 委員 守屋 香里



たなか まさみ 委員 田中 雅美

職名	氏 名	現 任 期
教育長	安間英潮	令和 6 年 (2024 年) 4 月 1 日~ 令和 9 年 (2027 年) 3 月 31 日
	保 坂 曉 子	令和 3 年 (2021 年) 10 月 1 日~ 令和 7 年 (2025 年) 9 月 30 日
委 員	伊東哲	令和 4 年 (2022 年) 10 月 1 日~ 令和 8 年 (2026 年) 9 月 30 日
	守屋 香里	令和 5 年 (2023 年) 10 月 1 日~ 令和 9 年 (2027 年) 9 月 30 日
委 員	田中雅美	令和 6 年 (2024 年) 10 月 1 日~ 令和 10 年 (2028 年) 9 月 30 日

歴代教育委員

氏

坂 本

井

嶋

小 野 長

沢 吉 夫

辺

方

水

上 繁

吟 司

文 吉

登久一

林 蔵

護

三

蔵

勇 貫

上 郷太郎

池 田 三田男

重源

實

◎小 峰

◎岡

 $\bigcirc \mathbb{H}$

井

小

清

高 橋

村 内

磯間

富田

尾 崎 知

河

西 重

佐 藤 文 男

小 澤

井

渡井

小 峰

助 川 捨次郎

			-	-	_			
(教	育	iŧ	₹	la	\$5	引:	掲	
(4/		_	_	•	- /		, ,	_

名

團 蔵

亮 夫

嘉彦

實

留次郎

市

明

就任年月日

25.11.10

25.11.10

27.10. 5

25.11.10

25.11.27

26. 5.28

27.10. 5

28. 7.20

30. 5.25

30. 4. 1

30. 4. 1

30. 4. 1

30. 4. 1

30. 4. 1

30. 4. 1

31.10. 1

31.10. 1

31.10. 1

31.10. 1

35.10. 1

32.10. 1

33.10. 1

32.10. 1

34.10. 1

35.10. 1

36.10. 1

35.10. 1

37.10. 1

41.10.1

45.10.1

昭和 25.11.10

退任年月日

31. 9.30

27.10.4

31. 9.30

27.10. 4

26. 4.29

28. 6.22

31. 9.30

30. 4.29

31. 9.30

31. 9.30

31. 9.30

31. 9.30

31. 9.30

31. 9.30

31. 9.30

32. 9. 9

32. 5. 9

34. 9.30

35. 9.30

39. 9.30

33. 9.30

35. 9.13

35. 9.13

35.12.17

36. 9.30

40. 9.30

37. 9.30

41. 9.30

45. 9.30

49. 9.30

昭和 31. 9.30

令和7年(2025年)4月1日現在 氏 名 就任年月日 退任年月日 昭和 53. 9.30 昭和 49.10.1 小 峰 實 53.10. 1 57. 9.30 35.12.20 38. 9.30 木住野 哲 男 38.10. 1 42. 9.30 46. 9.30 42.10. 1 39.10. 1 43. 9.30 堀部慶 治 43.10. 1 45. 2.28 黒 沢 敬 子 44. 9.30 40.10.1 48. 9.30 44.10.1 依 田 忠 定 48.10.1 52. 9.30 52.10. 1 56. 9.30 47. 9.30 45. 3.25 47.10. 1 51. 9.30 福原誠一 51.10. 1 55. 9.30 55.10. 1 59. 9.30 46.10. 1 50. 9.30 50.10. 1 54. 9.30 今 井 信 子 54.10.1 58, 9, 30 58.10. 1 62. 9.30 大 塚 正 之 56.10. 1 60. 9.30 57.10. 1 61. 9.30 61.10. 1 平成 2. 9.30 金岡秀友 平成 2.10. 1 平成 6. 9.30 59.10. 1 63. 9.30 平成 4. 9.30 63.10. 1 出 構 熙 平成 4.10. 1 平成 8. 9.30 平成 8.10.1 平成 12.9.30 渡邊福 治 60.10. 1 63.10.11 62.10. 1 平成 3. 9.30

平成 3.10.1

平成 7.10. 1

平成 7. 9.30

平成 11.9.30

村 内 歌 子

氏	. 17		名	 就任年月 	日	 退任 ²	年月日
				昭和 63.12.	13	平成元.	9.30
田	中	俊	夫	平成元.10.	1	5.	9.30
				5.10.	1	9.	9.30
	dote	+ 17	-	6.10.	1	10.	9.30
岡	﨑	邦	吉	10.10.	1	14.	9.30
立	石	壽	意	9.10.	1	13.	6.14
中	橋	美	智子	11.10.	1	15.	9.30
鳥	羽		洋	12.10.	1	15.	3.31
名	取	龍	藏	13.10.	1	17.	9.30
				14.10.	1	18.	9.30
			ıkık	18.10.	1	22.	9.30
小日	出原		榮	22.10.	1	26.	9.30
				26.10.	1	27.	3.31
	m	-1	1-12-	15.10.	1	16.	9.30
細	野	助	博	16.10.	1	20.	9.30
齋	藤	健	児(公)	15.10.	1	19.	9.30
ш	L.	去山	*	17.10.	1	21.	9.30
JII	上	剋	美 	21.10.	1	25.	9.30
水	﨑	知	代(公)	19.10.	1	23.	9.30
和	田		孝	20.10.	1	24.	9.30
				24.10.	1	28.	9.30
金	Щ	滋	美(公)	23.10.	1	27.	9.30
星	山	麻	木	25.10.	1	29.	9.30
輿	水	か	おり	27. 4.	1	28.	12.31
大	橋		明	29. 4.	1	30.	9.30
村	松	直	和	27.10.	1	令和元.	9.30
柴	田	彩	千子	28.10. 令和 2.10.	1	令和 2. 6.	
笠	原	麻	里	29.10.	1	令和 3.	9.30
伊	東		哲	30.10. 令和 4.10.	1 1	令和 4.	9.30
Л	島	弘	嗣	令和元.10.	1	令和 5.	9.30
保	坂	曉	子	令和 3.10.	1		

氏	i	3	名	就任年月日	退任年月日
守	屋	香	里	令和 5.10. 1	
田	中	雅	美	令和 6.10. 1	

[※]昭和31年9月30日までは公選制、昭和31年10月1日以降は任命制による委員

[※]公選制による委員のうち◎は議会選出委員

[※]氏名右上に"(公)"とあるのは、市民公募の結果任命された委員

歴代委員長

令和7年(2025年)4月1日現在

 氏 名	就任年月日	退任年月日	備	考
助川捨次郎	昭和 25.12. 1	昭和 26.11.30		
小 峰 實	26.12. 1	27.11.30		
坂 本 團 蔵	27.12. 1	28.11.30		
今	28.12. 1	29.11.30		
岡 沢 吉 夫	29.12. 1	30. 4.29		
小 野 長 一	30. 5.27	30.11.30		
田 辺 留次郎	30.12. 1	31. 9.30		
尾崎知三	31.10. 1	32. 5. 9		
河 西 重 蔵	32. 5.30	34. 9.30		
佐 藤 文 男	34.10.17	35. 9.30		
渡井重源	35.10. 8	35. 12. 17		
佐 藤 文 男	36. 1.28	37. 2.26		
池 田 三田男	37. 2.27	38. 2.26		
小 峰 實	38. 2.28	57. 9.30		
福 原 誠 一	57.10.28	59. 9.30		
今 井 信 子	59.10. 1	61. 9.30		
金岡秀友	61.10. 1	平成 2.9.30		
出 構 熙	平成 2.10.1	12. 9.30		
岡 﨑 邦 吉	12.10. 1	14. 9.30		
中 橋 美智子	14.10. 1	15. 9.30		
名 取 龍 藏	15.10. 1	17. 9.30		
小田原 榮	17.10. 3	27. 3.31	27.3.31 をもって	て委員長職を廃止

歴代教育長

令和7年(2025年)4月1日現在

					节州 7 中(2023 中) 4 月 1 日况任
, 17	4	3	就任年月日	退任年月日	備考
森	禎	蔵	昭和 25.12. 1	昭和 26. 3.31	
藤	玉	道	26. 4. 1	30. 9.30	
#/\	幻	Ħ	30.10. 1	30.10. 9	助役兼任
仏	Ħ	71	30.11.25	31. 5.15	助仅来任
П		彰	30.10.10	30.11.24	死亡による退任
			31. 5.16	31. 9.30	
藤	慶	雄	31.10. 1	35. 9.30	
			35.10. 1	39. 9.30	
			39.10. 1	43. 9.30	
藤	聰	_	43.10. 1	47. 9.30	
			47.10. 1	48. 1. 9	
			48. 3.16	51. 9.30	
尚	春	治	51.10. 1	55. 9.30	
			55.10. 1	59. 9.30	
沼		満	59.10. 1	63. 3.31	
≠ \	八	沙	63. 4. 1	63. 9.30	
አ ተ	ノレ	1口	63.10. 1	平成 4.9.30	
н		抽	平成 4.10.1	8. 9.30	
Т		 	8.10. 1	12. 9.30	
	森藤 松 口 藤 藤 岡	森藤 松 口 藤 藤 岡 沼 村 複国 留 慶 聰 春 光	森藤 松口藤 藤 岡沼村 横国 田 一 治 満 一 治 満 治	森 禎 蔵 昭和 25.12.1 藤 国 道 26.4.1 松 留 男 30.10.1 30.11.25 口 彰 30.10.10 31.5.16 31.10.1 35.10.1 39.10.1 43.10.1 47.10.1 48.3.16 51.10.1 35.10.1 70.1 31.10.1 43.10.1 44.3.10.1 35.10.1 70.1	森 禎 蔵 昭和 25.12.1 昭和 26.3.31 藤 国 道 26.4.1 30.9.30 松 留 男 30.10.1 30.10.9 30.11.25 31.5.15 口 彰 30.10.10 30.11.24 31.5.16 31.9.30 35.10.1 35.9.30 39.10.1 43.9.30 47.10.1 48.1.9 48.3.16 51.9.30 47.10.1 48.1.9 48.3.16 51.9.30 55.10.1 55.9.30 55.10.1 59.9.30 沼 満 59.10.1 63.3.3.1 63.4.1 63.9.30 平成 4.10.1 8.9.30

	夭	名	就任年月日	退任年月日	備	考
成	田	一 代	平成 12.10. 1	平成 16. 9.30		
石	Ш	和昭	16.10. 1 20.10. 1	20. 9.30 24. 2.29		
坂	倉	仁	24. 4. 1 24. 10. 1 27. 4. 1	24. 9.30 27. 3.31 28. 3.31		
 安	間	英潮	28. 4. 1 30. 4. 1 令和 3. 4. 1 令和 6. 4. 1	30. 3.31 令和 3. 3.31 令和 6. 3.31		

[※]昭和 48. 1.10~昭和 48. 3.15 長澤教育次長が教育長の職務を代理

[※]平成 24. 3. 1~平成 24. 3.31 坂倉学校教育部長が教育長の職務を代理

教育委員会の沿革

年月日	事項	年月日	事項
昭和23.7.1	教育委員会法 公布	31. 9.25	事務局機構(1 室 3 課 1 所 8 係)
25. 6.28	「八王子市教育委員会」設置を臨時市議会にて		庶務課を教育長室に統合、庶務係、調査
	可決		係を置く
25. 11. 10	第一回教育委員選挙(公選)		管理課を新設、管理係、施設係を置く
25. 12. 1	八王子市教育委員会発足		指導課を廃止し教育研究所に統合
	八王子市教育委員会事務局設置規則制定	31.10. 1	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
	教育委員会所管学校等		施行
	小学校 9 分校 1 中学校 6	01 10 00	任命制による教育委員会発足
0F 10 C	高等学校 2 図書館 1	31. 12. 26	八王子市教育委員会会議規則制定
25. 12. 6	教育委員会事務局機構議決(2室3課7係)		八王子市教育委員会傍聴人規則制定
	教育長室		八王子市教育委員会教育長に対する事務委
	管理課-庶務係、調査係、管理係	22 6	任規則制定
	学務課-職員係、学務係 社会教育課-社会教育係、社会体育係	32. 6. 32. 8.31	教育研究所天神町に移転 市費支弁による八王子市立学校事務職員等
	社会教育誌一社会教育係、社会体育係 指導室	34. 0.31	川貞文井による八土丁川立子代事傍峨貞寺 に関する規則制定
25, 12, 25	ロ号至 八王子市教育委員会の委員の報酬及び費用	33, 6, 26	1
20, 12, 20	弁償に関する条例制定	35. 0.20	社会教育課に指導係を新設
	八王子市教育委員会教育長の給料及び旅費等		同課社会教育係に同課社会体育係を統合
	に関する条例制定	34 . 4 . 1	浅川町八王子市に合併
	八王子市教育委員会所管職員等の諸給与条例		教育委員会事務局浅川分室設置
	制定		合併により小学校 1、分校 2、中学校 1 校
26. 3.30	八王子市教育委員会表彰規程制定		編入
26. 6.	教育研究所を教育委員会事務局内に設置	34. 10. 1	教育相談室を教育研究所に設置
26. 10. 31	八王子市公立学校非常勤職員規則制定	35 . 3 . 31	八王子市奨学資金支給条例制定
27. 4. 1	事務局機構(1室4課8係)	35. 5.30	八王子市立学校の管理運営に関する規則制
	管理課を庶務課に改称	27 2 20	定 ステンナルなれ道を見い問より担別がいた
27.10.5	指導室を指導課に改称、指導係を新設 第二回教育委員選挙(公選)	37. 3.28 37. 3.	八王子市体育指導委員に関する規則制定 完全給食が小学校全校で実施となる
29. 4. 1	第二回教育安貞選挙(公選) 八王子市社会教育委員の設置及び報酬並びに	37. 3. 37. 4. 1	元主相良が小子校主校で実施となる 市立中央高等学校を東京都に移管
4J. 4. 1	費用弁償に関する条例制定	37. 4. 1	「「八王子市公民館条例制定
	社会教育委員設置	37. 10. 1	八王子市公民館条例施行規則制定
	市立富士森高等学校を東京都に移管	311131	八王子市公民館処務規則制定
29. 4.19	青年学級開設に関する規則制定		八王子市公民館開館
29. 6. 3	学校給食法 公布	38 . 6 . 1	陵南会館開館(旧御陵駅改造)
30. 1.	市立図書館東京都に移管	39. 3.31	八王子市立学校設置条例制定
30. 4. 1	六ヵ村八王子市に合併		八王子市陵南会館条例制定
	横山・元八王子・恩方・川口・加住・	39. 4.23	事務局機構(1室3課1所9係)
	由井村		社会教育課に青少年対策係を新設
	八王子市教育委員会事務局分室設置等に関	39. 7.23	八王子市陵南会館条例施行規則制定
	する規則制定	39. 8. 1	由木村八王子市に合併
	教育委員会事務局分室設置 横山・元八王子・恩方・川口・加住・		教育委員会事務局由木分室設置 合併により小学校3、中学校1校編入
	は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は		古所により小子仪3、中子仪1 校編人 由木会館開館(旧由木村公民館)
	- ロガガ至 - 合併により小学校 13、分校 4、中学校 6 校	40. 3.30	ロバ云胡州胡(旧田木竹石八胡) 八王子市青少年委員に関する規則制定
	編入	40. 4. 1	八王子市青少年委員に関するが原制を 八王子市青少年委員設置
30. 6.	教育研究所大和田町に移転	10. T. 1	- 八工」 17 青ラギダ兵改造 - 八王子市北八王子体育館条例制定
30. 7. 7	八王子市文化財専門委員の設置及び報酬並び	40. 5.27	八王子市北八王子体育館条例施行規則制定
	に費用弁償に関する条例制定	40. 5.31	北八王子体育館設置
	八王子市文化財専門委員設置	40. 6.26	事務局機構(4課1所10係)
31. 7. 1	八王子市青少年問題協議会条例制定		教育長室を庶務課に改称
31. 8.24	八王子市青少年問題協議会条例施行規則		学務課に保健係を新設
	制定	41. 6.30	八王子市青年学級開設

年月日	事項	年月日	事項
42. 4. 1	八王子市郷土資料館条例制定		管理課管理係を学務課管理係に、管理課
	八王子市郷土資料館条例施行規則制定		施設係を施設課施設第一係、施設第二係
	八王子市郷土資料館運営協議会規則制定		に、学務課職員係を教職員課給与係に改
	八王子市郷土資料館処務規則制定		組、又教職員課に人事係を新設
	八王子市郷土資料館開館	50. 6. 2	教育委員会事務局北野分室設置
42. 4. 10	- 八工子市婦人センター条例制定	50. 0. 2	教育委員会事務局石川分室設置
42. 4. 10 42. 5. 1	- 八工子市婦代とファー朱内間定 - 八王子市教育委員会公告式規則制定	51. 3.31	秋月安貞云事初尚石川万主改置 八王子市姫木平少年自然の家条例制定
42. J. 1	7 工	51. 3. 31	八工」市焼水ータギ目然の家条例施行規則
	教育委員会事務局教育外及問故區 八王子市教育委員会事務局処務規則制定	J1. 4. 1	八工子中堀小十少平日然の永未例施17 焼煎 制定
42. 6. 1	- 八王子巾教育安貞云事務局処務規則制定 - 八王子市婦人センター条例施行規則制定	51. 7. 1	刷足 姫木平少年自然の家開設
42. 0. 1		51. 7. 1	元六十岁4日然の家用設 八王子市文化財保護条例改正
	八王子市婦人センター運営委員会規則制定		
49 6 10	八王子市婦人センター処務規則制定	52. 4. 1	八王子市文化財保護条例施行規則改正
42. 6. 10	八王子市婦人センター開館	50 5 1	八王子市奨学審議会規則制定
42. 6. 16	八王子市教育委員会公印規則制定	52. 7. 1	八王子市文化財専門委員の設置及び報酬
42. 7. 1	八王子市滝ガ原運動場条例制定	- 0 4 1	並びに費用弁償に関する条例を廃止
40. 5	八王子市滝ガ原運動場設置	53. 4. 1	八王子市立学校の通学区域に関する規則
42. 8. 5	八王子市滝ガ原運動場条例施行規則制定		制定
43. 7.13	事務局機構(5課1所12係)	53. 6. 5	教育委員会事務局館分室設置
	学務課保健係及び社会教育課社会教育係	53.10. 1	市立学校の管理運営に関する主任制度発足
	から体育課を新設-体育係、保健係、給食	56 . 5 . 23	北八王子体育館公用廃止
	係を置く	56. 6. 1	八王子市青少年育成指導員に関する規則制
	社会教育課青少年対策係を青少年係と改		定
	称	56 . 7 . 1	八王子市北八王子体育館条例、同施行規則
44. 4. 1	在宅心身障害児家庭巡回教育開始		廃止
44. 7.14	東浅川交通公園開園	56. 8. 1	事務局機構(2部7課1所1館18係)
45. 9. 1	八王子市奨学資金支給条例施行規則制定		次長制度を廃止し、学校教育、社会教育の
45 . 9 . 14	八王子市教育委員会教育長事務決裁規程制		2 部を設置
	定		学校教育部
45. 9.30	八王子市中田遺跡条例制定		庶務課-庶務係、調査係
	八王子市中田遺跡条例施行規則制定		施設課-事業係、用地係、営繕係
	中田遺跡公園設置(市史跡)		施設第一係を事業係、営繕係に、施設
	由木会館公用廃止		第二係を用地係に改組
47. 4. 1	八王子市教育委員会職員の職名に関する規		学務課-庶務係、学事係、心身障害教育
	則制定		係、契約管理係
	八王子市社会教育指導員に関する規則制定		学務係を庶務係、学事係、心身障害教
	八王子市社会教育指導員設置		育係に、管理係を契約管理係に改組
	八王子市白樺青少年の家条例制定		教職員課一人事係、給与係
47. 6. 1	八王子市白樺青少年の家条例施行規則制定		保健給食課-保健係、給食係
	八王子市白樺青少年の家設置		体育課保健係、給食係から改組
48. 6. 1	教職員相談室開設		保健給食課新設
48.11. 5	市立移動図書館車運行開始		教育研究所
49. 9.20	八王子市民体育館条例制定		社会教育部
49. 9.30	八王子市民体育館条例施行規則制定		社会教育課-社会教育係、青少年係、
10. 0.00	八王子市民体育館運営協議会規則制定		文化財係
	八王子市民体育館処務規則制定		社会教育係を社会教育係と文化財係に
	八王子市教育センター条例制定		改組、指導係廃止
	- 八王子市教育センター条例施行規則制定		体育課-体育係、施設係
	- 八工」市教育とファー架例施打焼煎制定 - 八王子市教育センター処務規則制定		施設係新設
49, 10, 12	八王子市教育とファー処務が規制を		図書館
49. 10. 12 49. 11. 12	八王子巾氏体育朗用朗 八王子市教育センター開館	59. 4. 1	凶音照 東浅川交通公園を環境部交通安全課に移管
50. 1.11	事務局機構(6課1所14係)	59. 12. 28	八王子市中央図書館条例数行規則制定
	管理課、学務課を施設課、学務課、教職員		八王子市中央図書館条例施行規則制定
	課に改組		八王子市中央図書館協議会条例制定

年月日	事項	年月日	事 項
	八王子市中央図書館協議会条例施行規則	8. 7. 1	教育委員会事務局南大沢分室を設置
	制定	8. 9.30	八王子市中央図書館協議会条例廃止
	八王子市中央図書館処務規則制定	8. 10. 1	八王子市中央図書館協議会条例施行規則を
60. 1.27	事務局機構(2部7課1所18係)		八王子市図書館協議会規則に改称
	図書館を事務局から除き教育機関とする		八王子市中央図書館条例を八王子市図書館
	八王子市中央図書館開館		条例に改称
60. 6.21	八王子市滝ガ原運動場条例を八王子市運動		八王子市中央図書館条例施行規則を八王子市
	場条例に改称		図書館条例施行規則に改称
60. 8.15	八王子市運動場条例施行規則制定		八王子市中央図書館処務規則を八王子市図書
60.10. 1	下記規則を教育委員会規則から市規則に変		館処務規則に改称
	更		八王子市南大沢公民館開館
	八王子市奨学資金支給条例施行規則		八王子市南大沢図書館開館
	八王子市奨学審議会規則	8.11. 1	八王子市白樺青少年の家条例廃止
	八王子市婦人センター条例施行規則	3,11, 1	八王子市白樺青少年の家条例施行規則廃止
	八王子市婦人センター運営委員会規則		八王子市白樺青少年の家閉館
61. 3.31	八王子市社会教育委員の設置及び報酬並び	9. 4. 1	八王子市川口公民館開館
31, 3, 31	に費用弁償に関する条例を八王子市社会教	" " "	八王子市川口図書館開館
	育委員の設置に関する条例に改称		八王子市立学校の学童擁護員制度を廃止
63. 12. 27	八王子市こども科学館条例制定	9. 10. 10	八王子市上柚木公園陸上競技場開設
55. 12. 21	八王子市こども科学館条例施行規則制定	10. 4. 1	八王子市立学校適正配置等審議会条例制定
	八王子市こども科学館運営協議会規則制定	10. 1.	八王子市立学校適正配置等審議会条例施行
	八王子市こども科学館処務規則制定		規則制定
平成元 1.26	改元に伴う関係規則の整理に関する規則	11. 4.30	八王子市立学校事案決定規程制定
17945 1120	制定	11. 7. 5	八王子市婦人センターを市長部局へ移管
元.1.28	- 『 八王子市こども科学館開館	""	八王子市婦人センター処務規則廃止
元.12.26	八王子市絹の道資料館条例制定		教育委員会事務局八王子駅前分室設置
2. 2.13	教育委員会事務局由木東分室設置	11.10. 1	八王子市中央公民館開館(公民館移転及び
2. 3. 1	八王子市絹の道資料館条例施行規則制定		名称変更)
2. 3. 4	八王子市絹の道資料館開館		八王子市公民館横山分館閉館(市民集会所へ)
2. 7. 5	八王子市教育委員会の権限に属する事務の		八王子市生涯学習センター図書館開館
	補助執行に関する規則制定	12. 4. 1	事務局機構(2部6課17係)
2. 7. 9	事務局機構(2部7課1所17係)		学校教育部の教職員課・教育研究所を改組
	施設課-施設係、営繕係		し、指導室を設置
	事業係、用地係を施設係に改組		社会教育部社会教育課文化財係を廃止し、
	体育課-施設係を運動施設係に改称		一部事務を除き郷土資料館へ統合
	公民館-事業係、庶務係を廃止		指導室-指導係、人事係、給与係
2. 9. 1	恩方郷土学習室開設		社会教育課-社会教育係、青少年係
3 . 3 . 1	敬称の見直しに伴う関係規則の整理に関す		八王子市市立学校教職員服務規程制定
	る規則制定		八王子市教育委員会事務局分室設置等に関
4. 3.31	八王子市青少年育成指導員に関する規則廃止		する規則廃止
5. 7.18	八王子市民体育館条例を八王子市体育館条		八王子市教育委員会事務局分室長処理事項
	例に改称		規程廃止
	八王子市民体育館条例施行規則を八王子市		八王子市教育委員会の権限に属する事務の
	体育館条例施行規則に改称		補助執行に関する規則制定
	八王子市民体育館運営協議会規則を八王子		青年学級開設に関する規則廃止
	市体育館運営協議会規則に改称	12.10. 1	八王子市上柚木公園野球場開設
	八王子市民体育館処務規則を八王子市体育	12. 10. 25	八王子市立学校内余裕教室の試行開放を開始
	館処務規則に改称	13. 4. 1	学校インターンシップを実施
	甲の原体育館開館	13. 6. 1	八王子市上柚木公園テニスコート開設
6. 4. 1	都立八王子小児病院内に院内学級を開設	13. 7.23	事務局機構(2部5課1室2係)
6. 8. 1	八王子市社会教育委員の設置に関する条例		施設課、学務課、保健給食課を廃止し、財務
	施行規則制定		課、学事課を新設。体育課を除く事務局
7. 4. 1	八王子市立学校の警備に関する規程を廃止		4課1室で主査制を導入
8 . 4 . 1	八王子市教育委員会請願処理規則制定		学校教育部
	八王子市教育委員会聴聞及び弁明の機会の		庶務課-庶務係、調査係を廃止
	付与に関する規則制定		財務課
8. 4.30	恩方郷土学習室閉鎖		学事課

年月日	事 項	年月日	事項
	指導室-指導係、人事係、給与係を廃止	19. 2. 7	八王子市立学校における学校運営協議会の
	社会教育部		設置等に関する規則制定
	社会教育課ー社会教育係、青少年係を廃止	19. 7. 1	八王子市学習支援委員に関する規則制定
13. 12. 10	八王子市教育委員会ホームページの開設	19. 3.31	八王子市社会教育委員の設置に関する条例
14. 4. 1	八王子市姫木平少年自然の家条例を八王子市姫木		廃止
	平自然の家条例に改称	19 . 4 . 1	八王子市公民館条例廃止
	八王子市教育委員会教育目標を全面改定		生涯学習関連の審議会等の統廃合を実施
14. 4. 3	相模原市との図書館相互利用開始		八王子市生涯学習審議会条例制定
14. 4.17	滝ガ原運動場管理棟の竣工		八王子市スポーツ振興審議会条例制定
14. 4.21	ジュニアマイスタースクール(仮称)構造改革		八王子市博物館協議会条例制定
15 5 1	特区認定される		八王子市生涯学習センター条例改正
15. 5. 1	クリエイトホール及び学園都市センターの		八王子市図書館条例改正
	通年開館		八王子市こども科学館条例改正
	八王子市立小学校及び中学校の指定に関する		八王子市郷土資料館条例改正
15 0 1	規則制定	10 6 90	八王子市体育館条例改正
15. 6. 1	八王子市教育委員会の権限委任に関する規則	19. 6.30	八王子市公民館条例施行規則廃止
	設定 スエフま教女系号入教女長に対すて東教系に		八王子市社会教育委員の設置に関する条例 施行規則廃止
	八王子市教育委員会教育長に対する事務委任		
	規則廃止 八王子市教育委員会事案決定規定設定		八王子市こども科学館運営協議会規則廃止 八王子市図書館協議会規則廃止
15. 8.11	- 八王子市教育安員云事条次に規定設定 - 八王子市立学校の通学区域に関する規則廃止		八王丁中凶音明励識云戏則廃止 八王子市体育館運営協議会規則廃止
15. 8.11	八王子市立子校の過子区域に関する規則廃止 八王子市教育センター処務規則、八王子市公		八王子市体育館建宮協議会規則廃止
15. 0.10	八工」 中教育 ピングー 処務が則、八工」 中名 民館処務規則、八王子市郷土資料館処務規則		八王子市青少年委員に関する規則廃止
		19. 7. 1	生涯学習センターの施設を統合
	冼ـــ 事務局機構(2 部 1 室 7 課)主査制	13. 7. 1	生涯学習センター南大沢分館・生涯学習
	学校教育部庶務課を教育総務課に、財務課を		七次子 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日
	一声は教育的感効はと教育を必要に、対効はと一施設整備課に改称、教育センターを指導室に		八王子市生涯学習審議会、八王子市博物館
	統合		協議会、スポーツ振興審議会、八王子市学
	社会教育部を、生涯学習スポーツ部に改称、社		習支援委員を設置
	会教育課を廃止し、生涯学習総務課を設置、	19. 10. 28	町田市との図書館相互利用を開始
	一部事務を除く社会教育課と推進課の生涯学	20. 3.23	こども科学館のプラネタリウム機を更新
	習担当を統合	20. 4. 1	教頭を廃し副校長を設け、また、主幹教諭
	学習支援課を設置、生涯学習センター、中央、		を設けた
	南大沢、川口公民館を統合		京王線沿線7市(八王子市、府中市、調布
	体育課をスポーツ振興課に改称		市、町田市、日野市、多摩市、稲城市)で
	市民体育館、甲の原体育館を体育館に統合		図書館相互利用開始
	社会教育課文化財担当と郷土資料館を統合		生涯学習センター南大沢分館・生涯学習セ
	し、文化財課を設置		ンター川口分館の開館日の拡充
	中央、生涯学習センター、南大沢、川口各図書	20. 8. 1	あきる野市との図書館相互利用開始
	館を図書館に統合	21. 4. 1	八王子市立学校の管理運営に関する規則を
15. 9.10	市立移動図書館車運行終了		改正し、みなみ野小学校及びみなみ野中学
15 . 10 . 1	教育委員の市民公募制を導入		校を小中一貫校、八王子市立みなみ野小中
15.11. 1	相模湖町・藤野町との図書館相互利用開始(両		学校として開校
	町はのちに相模原市と合併)	21. 4.	市立中学校において、「弁当併用デリバ
16. 1.13	高尾山学園プレ開校		リーランチ方式」による中学校給食を開始
16. 4. 1	高尾山学園小学部・中学部開校	22. 2.24	八王子市教育振興基本計画「ゆめおり教育
	緑が丘小学校開校		プラン」策定
15 0.01	松が谷小学校・三本松小学校の統合	22. 4. 1	事務局機構(2部8課)
17. 3.31	八王子市陵南会館条例廃止		指導室を指導課に改称
17 4 1	八王子市陵南会館条例施行規則廃止		八王子市立学校の管理運営に関する規則を
17. 4. 1	副校長制の呼称を設定し、八王子市立学校の		改正し、加住小学校及び加住中学校を小中
17 11 90	管理運営に関する規則を改正 地域安全を道具(フロールガードリーダー)		一貫校、八王子市立加住小中学校として
17.11.28	地域安全指導員(スクールガードリーダー)	23. 4. 1	開校 東教民機構 (2朝8課1安)
18. 3.25	│ の学校巡回を開始 │ 富士森公園クーバー・フットボールパークを	ے. 4. 1	事務局機構(2部8課1室) 生涯学習スポーツ部に国体推進室を設置
10. 3.43	畠士綵公園クーハー・ノットホールハークを オープン(市民プール跡地の民設民営施設)		生涯学省スポーツ部に国体推進至を設置 八王子市私立高等学校入学資金助成条例廃止
18. 7. 1	カーノン(旧民ノール跡地の民政氏呂旭叔) 中央図書館北野分室開室		八王子巾仏立向寺子校入子貞立助成朱例廃止 八王子市立学校の管理運営に関する規則を
10. 1. 1	工人四目昭10对从王州王		ハユ」中五丁以の日生度当に因りる <u>処別で</u>

及正し、館外学校及び監中学校を小中一貫 校、八王子市立館か中学校として開校 戸成農後外分類総地に戸坂スポーツ公園を オープン 3.4.1 人工子市立学校の管理運営に関する規則を 改正し、第六小学校及び第二中学校が中一 関校 人工子市面上線が八王子成勝ガイダンス施設条 例別版 4.10.20 人工子市面上線の工工・域勝ガイダンス施設条 例別版 5.4.1 高尾山学庭に公募による民間人校長が着任 22.7.1 当 高尾山学庭に公募による民間人校長が着任 23.7.1 当 「高尾山学庭に公募による民間人校長が着任 23.7.1 当 「一大子市面上線の子と大人権・関 第二十一の要称を使用開始 3.8.2 当時開始を設置 対抗情報を設置 対抗情報を設定 13.3.1 「不正・市本いいか助止転来方針を策定 23.3.2 「不正・市教育情報の部とレー・大力・大学校の方式を対抗情報を対しているの方とを決定 カーエ・・イーの対力に関する情報を対抗情報を対しているの方との対抗情報と対しているの方との対抗情報と対しているの方との対抗情報と対しているの方との対抗情報と対しているの方との対抗情報と対しているの方との対抗情報と対しているの方と、表現の一を実定 対抗情報を対しているの方と、課す、対抗情報を対しているの方と、表現の一を大力を対抗情報と対しているの方と、表現の一を大力を対抗情報と対しているの方と、表現の一を大力を対抗情報と対しているの方と、表現の一を大力を対抗情報と対しているの方と、表現の一を大力を対抗情報と対しているの方と、表現の一を大力を対抗情報と対していまった。 13.3.1 「不正・市本を対力に関すると、まますの対抗情報と対しているの方と、表現の一を大力を対抗しているの方と、表現の主に、大力・大力を対抗しているの方と、表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表	年月日	事 項	年月日	事 項
校、八王子市立的小年学校として競技	— H 月 日	*		1
23、4、1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			20.11. 1	
ス・ス・コース・ディー・			29. 4. 1	
 改正し、第六小学校及が第三中学校を小中一貫校、八王子市立いずみの森小中学校として開校 / 八王子市立いずみの森小中学校として開校 / 八王子市は関上時八王子城跡ガイグンス施設器 / 23.7.2 / 八王子市は関上時八王子城跡ガイグンス施設開館 / 23.10.20 / 八王子市は関上時八王子城跡ガイグンス施設開館 / 23.10.20 / 23.10.10 / 23.10.20 /				
24.10.20	24. 4. 1		00 4 00	
別校			29. 6.30	
2.10.20			29 7 1	
29. 7.22	24, 10, 20		20. 7. 1	
23. 4. 1 高尾山学園に公募による民間人校長が着任 23. 11. 1 字館)の愛称を使用関始 字解入 の愛称を使用関始 空時限の部として独立させ、5 課 1 館体制に 改める 新教 方 2 に 課 2 等間 2 が表 2 次八王子市太小学を 4 課 4 関 2 体制から 7 課 4 に 2 を 1 に 2 に 2 に 2 に 2 に 2 に 2 に 2 に 2 に 2 に			29. 7.22	
25. 4. 1		八王子市国史跡八王子城跡ガイダンス施設開		· · · · ·
 25. 8.1 コニカミノルタサイエンスドーム (こども科学館)の愛称を使用開始 事務の機構 (3 部 1 室 12 課 5 館) 学校教育館と 4 課体制から 7 課体制に、生涯学習メポーツ部を 4 課 1 室体制から国体推進室を時限の部として独立させ、5 課 1 館体制に改める 新たに図書館部を設置 統括指導主事を学校教育部に置くことに改める 2 2.2 / 人王子市スボーツ推進計画を策定 23.3.3 事務制機構 (3 部 12 課 5 館) 国体推進室を廃止 25.10.1 国権推進室を廃止 27.3.10 国権理経を廃止 27.3.2 / スェアナルタアリーナ八王子 (八王子市総合体育館)をオープン 第 2 次 1 上子市教育振興基本計画「ビジョンはもおうしの教育」を策定 27.3.2 / スェア・対路保存管理計画を策定 27.3.2 / スェア・対路保存管理計画を策定 27.3.2 / スェア・対路保存管理計画を策定 27.3.3 / 八王子市教育振興基本計画「ビジョンはもおうしの教育」を策定 27.3.2 / 八王子市教育振興基本計画「ビジョンはもおうしの教育」を策定 27.3.2 / 八王子市教育振興基本計画「ビジョンはもおうしの教育」を策定 27.3.2 / 八王子市教育養員会教育長の治験保存管理計画を策定 27.3.3 / 八王子市主学校に訴じる学校 2 / 八王子市主選前場条例を改正し、料金を改定 2 / 八王子市市教育教員会教育長の治料及び旅費 (2 . 1.1 / 八王子市市教育委員会教育長の治料及び旅費 (2 . 1.1 / 八王子市市教育委員会教育長の治科及び旅費 (2 . 1.1 / 八王子市市政方条例廃止 2 . 3.1 / 八王子市市政方体とシェター図書館を開館 2 . 2.1 / 八王子市市政方条例廃止 2 . 3.1 / 八王子市市政方条例を建定 東京フットボールセンター図書館を開館 (2 . 3.4 / 八王子市主登校に係る部数の方針を策定 東京フットボールセンター図書館を開館 (2 . 3.4 / 八王子市主登校に係る部数 (2 . 3.4 / 八王子市主登校に係る部数 (2 . 3.4 / 八王子市主登校に係る運費 (2 . 3.4 / 第 / 次 / 次 / 次 / 次 / 次 / 次 / 次 / 次 / 次	95 4 1	館	29. 10. 18	
			20 11 1	
25.8.26 事務局機構(3 都 1 室 12 課 5 館) 学校教育部を 4 課体制から 7 課体制に、生涯 学習スポーツ部を 4 課 1 室体制から国体推進 室を時限の部として独立させ、5 課 1 館体制に 改める 新たに図書館部を設置 統括指導主事を学校教育部に置くことに改める 別たに図書館部を設置 統括指導主事を学校教育部に置くことに改める の	20. 0. 1		25.11. 1	
学習スポーツ部を4課1 室体制から国体推進 室を時限の部として独立させ、5 課1 館体制に 改める 新たに図書館部を設置 統括指導主事を学校教育部に置くことに改める	25. 8.26		29.11.22	
室を時限の部として独立させ、5 課 1 館体制に				
改める			30. 2.28	
#			20 2 22	
26. 2.26 八王子市スポーツ推進計画を策定 30. 6. 1 八王子市中央図書館北野分室及びみなみ野分室を1人工子市本のとの書館及び出来するよりではまするよう。 7年子市、じめ防止基本方針を策定 30. 8. 8 7年子市、じめ防止基本方針を策定 30. 9.20 7年子市文ポーツ推進計画を策定 30. 9.20 7年子市文ポーツを策定 7年子市文ルタアリーナ八王子(八王子市総合体育館)をオープンはおおうじの教育」を策定 30. 9.20 7年子市教育養員会市立学校に係る運動が活動の方針を策定 7年子市教育大園と、市立学校に係る運動が活動の方針を策定 7年子市第四次特別支援教育推進計画を策定度 7年子市教育大園と、中国・大田・学校に係る運動が活動の方針を策定度 7年子市第四次特別支援教育推進計画を策定度 7年子市第四次特別支援教育推進計画を策定度度 7年子市第四次特別支援教育推進計画を策定度度 7年子市第四次特別支援教育作成とり、料金を改定学校設置協議会の八王子市立小・中学校全校定定度度 7年子市東の大田・学校に終る運動が活動の方針を策定度度 7年子市東の大田・学校に終る運動が活動の方針を策定度度 7年子市東の大田・学校に終る運動が活動の方針を実施度度度 7年子市東の大田・学校に終る運動が活動の方針を実施度度 7年子市東の大田・学校に終る運動が活動の方針を実施度度 7年子市東の大田・学校に終る運動が活動の方針を実施度度 7年子市スポーツ推進計画を策定の設定を検定の設定に関する規則を改正した。イエデーを対しまたと外の設定を使じ、イエデーを設定を使じ、イエデーを設置を使じ、イエデーを設置を使じ、イエデーを設置を使じ、イエデーを設置を開始を使じ、イエデーを設置を作い、イエデーを設置を使じ、イエデーを対しますを使じ、イエデーを対しますを使じを表定を使じ、イエデーを対しを使じを変更を使じ、イエデーを設置を使じ、イエデーを対しますを使じ、イエデーを対しますを使じ、イエデーを対しますを使じ、イエデーを対しますを使じ、イエデーを			30. 3.22	
26. 2.26			30. 6. 1	
26. 3.20 八王子市いじめ防止基本方針を策定		ర		
26. 3.31 事務局機構 (3 部 12 課 5 館) 国体推進室を廃止				
図体推進室を廃止			30. 8. 8	
26.10.1 エスフォルタアリーナ八王子(八王子市総合体育館)をオープン 第2次八王子市教育振興基本計画「ビジョンはちおうじの教育」を策定 国指定史跡八王子城跡保存管理計画を策定 第3次読書のまち八王子推進計画を策定 第3次読書のまち八王子推進計画を策定 27.3.20 独立行政法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)と宇宙航空研究開発機構(JAXA)と宇宙航空研究開発機構(JAXA)と宇宙航空研究開発機構(JAXA)と宇宙航空研究開発機構(JAXA)と宇宙航空研究開発機構(JAXA)と宇宙航空教育活動に関する協定を締結 31.4.1 25 信息 27.3.30 八王子市教育情報化推進プランを策定 7.3.31 八王子市教育情報化推進プランを策定 31.4.4 27 27 28 31.4.4 第1 27 28 28 27 3.31 八王子市教育委員会教育長の給料及び旅費 等に関する条例廃止 八王子市教育委員会教育長の給料及び旅費 等に関する条例廃止 12.1.1 元12.1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	20. 3.31		30 9 20	
27. 2.25 第 2 次八王子市教育振興基本計画「ビジョンはちおうじの教育」を策定 国指定史跡八王子城跡保存管理計画を策定 27. 3.10 第 3 次読書のまち八王子推進計画を策定 27. 3.23 独立行政法人宇宙航空研究開発機構(J A X A) と宇宙航空教育活動に関する協定を締結 27. 3.26 八王子市教育情報化推進プランを策定 27. 3.30 八王子市教育情報化推進プランを策定 27. 3.31 八王子市教育委員会教育長の給料及び旅費等に関する条例廃止 27. 3.31 八王子市教育委員会教育長の給料及び旅費等に関する条例廃止 27. 3.31 八王子市教育委員会教育長の給料及び旅費等に関する条例廃止 27. 4. 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い教育委員会制度を刷新八王子市故自遺跡条例廃止 27. 4. 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い教育委員会制度を刷新八王子市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例制定 27. 10. 1 八王子市中田遺跡条例を止 27. 10. 1 八王子市市民センター図書館を開始 27. 12. 15 「大田・中・大田・中・大田・中・大田・中・大田・中・大田・中・大田・中・大田・中	26, 10, 1		30. 3.20	
はちおうじの教育」を策定 国指定史跡八王子城跡保存管理計画を策定 31. 3. 1 八王子市道動場条例を改正し、料金を改定 第 3 次読書のまち八王子推進計画を策定 27. 3.26 八王子市教育活動に関する協定を締結 八王子市教育情報化推進プランを策定 27. 3.30 八王子市教育香園会教育長の給料及び旅費 等に関する条例廃止 八王子市教育委員会教育長職務代理者を指定する訓令廃止 八王子市教育委員会教育長職務代理者を指定する訓令廃止 八王子市教育委員会教育長職務代理者を指定する訓令廃止 八王子市教育委員会教育長職務代理者を指定する訓令廃止 八王子市教育委員会教育長職務代理者を指定する訓令廃止 八王子市教育委員会教育長職務代理者を指定する訓令廃止 八王子市教育委員会教育長職務代理者を指定する訓令廃止 八王子市教育委員会教育長職務代理者を指定する訓令廃止 八王子市教育委員会教育長職務代理者を指定 八王子市教育委員会教育長職務代理者を指定 2. 1.16 2. 1.16 八王子市中田遺跡条例廃止 2. 1.17 学校心理士スーパーパイザーを設置 2. 2. 27 八王子市立学校に係る部活動の方針を策定 2. 2. 27 八王子市立学校に係る部活動の方針を策定 2. 3. 3 東京フットボールセンター八王子富士森競 技場 (富士森公園陸上競技場)の愛称を使 用開始 八王子市本教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例制定 2. 3. 4 第 3 次八王子市教育振興基本計画「ビジョンはちおうじの教育」を策定 2. 4. 1 第 3 次八王子市教育振興基本計画「ビジョンはちおうじの教育」を策定 2. 4. 1 学校施設整備担当部長を学校教育部に置くことに改める 平 3 次八王子市立学校設置条例を改正し、第六小学校教育部に学校を廃止、八王子市立学校を廃止、八王子市立い			30.10. 1	
国指定史跡八王子城跡保存管理計画を策定 第 3 次読書のまち八王子推進計画を策定 独立行政法人宇宙航空研究開発機構(J A X A)と宇宙航空研究開発機構(J A X A)と宇宙航空研究を策定 27. 3.30	27. 2.25		31. 2.27	
27. 3.10 第 3 次読書のまち八王子推進計画を策定 独立行政法人宇宙航空研究開発機構(JAX A)と宇宙航空教育活動に関する協定を締結 7. 3.26 31. 4. 1 学校運営協議会の八王子市立小・中学校全校設置に伴い八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を改正 八王子市教育情報化推進プランを策定 7. 3. 31 年度)を策定 31. 4. 24 令和元 7. 1 31. 4. 24 令和元 7. 1 元王子市大ポーツ推進計画改定版を策定 7. 2. 2. 1. 1 元王子市大ポーツ推進計画改定版を策定 7. 2. 2. 1. 1 元王子市田川市民センター図書館を開館 7. 2. 1. 1 元王子市田川市民センター図書館を開館 7. 2. 1. 1 元王子市由木中央市民センター図書館を開館 7. 2. 2. 1. 1 元王子市由木中央市民センター図書館を開館 7. 2. 2. 27 八王子市歴史文化基本構想を策定 7. 2. 2. 27 次クールロイヤー制度を導入 7. 2. 2. 27 学校心理士スーパーバイザーを設置 7. 2. 2. 27 次・一ルセンター八王子富士森鏡 7. 2. 3. 3 京フットボールセンター八王子富士森鏡 7. 2. 3. 3 京フットボールセンター八王子富士森鏡 7. 2. 3. 3 市富十森公園陸上競技場)の愛称を使 8 4 次読書のまち八王子推進計画を策定 7. 3. 3 2. 3. 4 2. 3. 4 第 4 次読書のまち八王子推進計画を策定 9 大権施設を備担当部長を学校教育部に置く 2. 4. 1 第 3 次八王子市教育振興基本計画「ビジョンはちおうじの教育」を策定 7. 2. 4. 1 第 3 次八王子市教育振興基本計画「ビジョンはちおうじの教育」を策定 9 大権施設整備担当部長を学校教育部に置く 2. 4. 1 第 3 次八王子市教育振興基本計画「ビジョンはちおうじの教育」を策定 7. 2. 4. 1 第 3 次八王子市教育振興基本計画「ビジョンはちおうじの教育」を策定 7. 2. 4. 1 第 3 次八王子市改学校設置条例を改正し、第六小学校及び第三中学校を廃止、八王子市立い			01 0 1	· -
27. 3.23 独立行政法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)と宇宙航空教育活動に関する協定を締結 (JAXA)と宇宙航空教育活動に関する協定を締結 31. 4.24 (大王子市教育情報化推進プランを策定 (大王子市教育情報化推進プランを策定 (大王子市大武・一ツ推進計画改定版を策定 (大王子市大武・一ツ推進計画改定版を策定 (大王子市大武・一ツ推進計画改定版を策定 (大王子市大武・一ツ推進計画改定版を策定 (大王子市大工・一ツ推進計画改定版を策定 (大王子市大工・一ツ推進計画改定版を策定 (大王子市大工・一ツ推進計画改定版を策定 (大王子市大工・一ツ推進計画改定版を策定 (大王子市本川市民センター図書館を開館 (大王子市は旧市民センター図書館を開館 (大王子市は日本中央市民センター図書館を開館 (大王子市は日本中央市民センター図書館を開館 (大王子市は日本中央市民センター図書館を開館 (大王子市は中央立・一大王子市大工・一がイザーを設置 (スクールロイヤー制度を導入・学校心理士スーパーバイザーを設置 (大王子市立学校に係る部活動の方針を策定 2、3、1 (大王子市立学校に係る部活動の方針を策定 2、3、1 (大王子市立学校に係る部活動の方針を策定 2、3、1 (大王子市立学校に係る部活動の方針を策定 (本工会・一大王子市主工・工・大工・工・大工・工・工・工・工・工・工・工・工・工・工・工・工・工・工	27 2 10			
27. 3.26 八王子市教育情報化推進プランを策定 31. 4.24 八王子市大学院定 八王子市大学院定 (八王子市大学院定 (八王子市大学院定 (八王子市大学院定 (八王子市大学院定 (八王子市大学院院 大学院院 大学院院 大学院院 大学院院 大学院的 大学校的工工子市大学会員会教育長職務代理者を指定する訓令廃止 (八王子市教育委員会教育長職務代理者を指定する計學院定 (1. 1) (八王子市大学院院 大学院の選挙に関する規則を改正人工子・市歴史文化基本構想を策定人力・ルロイヤー制度を導入学校の運力・バールセンター図書館を開館 (八王子市歴史文化基本構想を策定人力・ルロイヤー制度を導入学校の運力・バールセンターの工作・設置に関する法律の改正に伴い教育委員会制度を刷新八王子市中田遺跡条例廃止 (2. 1. 1) (フェノールロイヤー制度を導入学校の運力・ボールセンターの工工子富士森競技場)の愛称を使用開始人工子市本学校に係る部活動の方針を策定規する法律の改正に伴い教育委員会制度を刷新八王子市教育委員会制度を刷新八王子市教育委員会教育長の勤務時間、体目、休暇等及び職務に専念する義務の特別に関する条例制定 (2. 3. 3) (八王子市立学校に係る部活動の方針を策定を用開始人工子市中央図書館みなみ野分室開室人工子市富士森体育館及び甲の原体育館を八王子市富士森体育館及び甲の原体育館に改称。カルチ市主体体育館及び甲の原体育館に改称。カエミ・大学校教育部に置くことに改めるの大工子・大学校表で表出、八王子市立学校設置条例を改正し、第六小学校教育部に学校を廃止、八王子市立学校を廃止、八王子市立学校を廃止、八王子市立学校を廃止、八王子市立い学校を廃止、八王子市立い学校を廃止、八王子市立い学校を開生、八王子市立い学校を廃止、八王子市立い学校を変換し、八王子市立い			31. 4. 1	
27. 3.30 八王子市生涯学習プラン(平成 27 年度~平成 31 年度) を策定 令和元 7. 1 元 12. 1 八王子市和川市民センター図書館を開館 八王子市由木中央市民センター図書館を開館 八王子市教育委員会教育長の給料及び旅費 等に関する条例廃止 八王子市教育委員会教育長職務代理者を指定する訓令廃止 八王子市中田遺跡条例廃止 八王子市中田遺跡条例廃止 八王子市中田遺跡条例廃止 八王子市中田遺跡条例廃止 八王子市中田遺跡条例廃止 八王子市中田遺跡条例廃止 2. 2. 27 学校心理士スーパーバイザーを設置 7. 12. 15 八王子市教育委員会制度を刷新 八王子市教育委員会制度を刷新 八王子市教育委員会制度を刷新 八王子市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例制定 に関する条例制定 2. 3. 4 2. 3. 3 東京フットボールセンター八王子富士森競技場 の愛称を使用開始 八王子市生涯学習プラン(令和 2 年度~令和 6 年度)を策定 第 4 次読書のまち八王子推進計画を策定 第 4 次読書のまち八王子推進計画を策定 第 4 次読書のまち八王子推進計画を策定 2. 3. 4 27. 10. 1 八王子市民体育館及び甲の原体育館を八王子市富士森体育館及び甲の原体育館を八王子市富士森体育館及び甲の原体育館に改称 第 3 次八王子市教育振興基本計画「ビジョンはちおうじの教育」を策定 学校施設整備担当部長を学校教育部に置くことに改める 八王子市立学校設置条例を改正し、第六小学校及び第三中学校を廃止、八王子市立い学校及び第三中学校を廃止、八王子市立い	2.7 3.23			
27. 3.31				
27. 3.31 八王子市教育委員会教育長の給料及び旅費等に関する条例廃止 八王子市教育委員会教育長職務代理者を指定する訓令廃止 八王子市中田遺跡条例廃止 八王子市中田遺跡条例廃止 27. 4. 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 の改正に伴い教育委員会制度を刷新 八王子市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例制定 27. 10. 1 八王子市中央図書館みなみ野分室開室 27. 12. 15 八王子市民体育館及び甲の原体育館を八王子市富士森体育館及び八王子市甲の原体育館に改称 28. 1. 4 事務局機構(3 部 13 課 5 館)学校教育部に学校複合施設整備課を設置	27. 3.30		1	
27. 3.31 八王子市教育委員会教育長の給料及び旅費 等に関する条例廃止 八王子市教育委員会教育長職務代理者を指 定する訓令廃止 八王子市中田遺跡条例廃止 八王子市中田遺跡条例廃止 八王子市中田遺跡条例廃止 1.17 学校心理士スーパーバイザーを設置 2. 2.27 八王子市立学校に係る部活動の方針を策定 東京フットボールセンター八王子富士森競 では関する条例制度を刷新 八王子市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例 に関する条例制定 2. 3. 4 日本・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・		31 年度)を策定	元 12. 1	
第に関する条例廃止 八王子市教育委員会教育長職務代理者を指定する訓令廃止 八王子市中田遺跡条例廃止 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い教育委員会制度を刷新 八王子市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例制定 77. 10. 1 八王子市中央図書館みなみ野分室開室 77. 12. 15 八王子市民体育館及び甲の原体育館に改称 2. 1. 16 学校、2 ールロイヤー制度を導入学校に係る部活動の方針を策定 東京フットボールセンター八王子富士森競技場(富士森公園陸上競技場)の愛称を使用開始 八王子市生涯学習プラン(令和2年度~令和6年度)を策定 2. 3. 4 第4次読書のまち八王子推進計画を策定2. 3. 4 第3次八王子市教育振興基本計画「ビジョンはちおうじの教育」を策定 27. 10. 1 改称 八王子市民体育館及び甲の原体育館に改称 2. 3. 4 第3次八王子市教育振興基本計画「ビジョンはちおうじの教育」を策定2とに改める 八王子市立学校設置条例を改正し、第六小学校教育部に学校を廃止、八王子市立い学校を廃止、八王子市立い	27 3 31	八王子市教育委員会教育長の給料及び旅費	2 1 1	1
27. 4. 1	21. 0.01			
27. 4. 1				学校心理士スーパーバイザーを設置
27. 4. 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律				
の改正に伴い教育委員会制度を刷新 八王子市教育委員会教育長の勤務時間、休 日、休暇等及び職務に専念する義務の特例 に関する条例制定 27.10.1 八王子市中央図書館みなみ野分室開室 八王子市民体育館及び甲の原体育館を八王子 市富士森体育館及び八王子市甲の原体育館に 改称 28.1.4 事務局機構(3部13課5館) 学校教育部に学校複合施設整備課を設置	27 / 1		2. 3. 1	
八王子市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例制定2.3.3八王子市生涯学習プラン (令和 2 年度~令和 6 年度)を策定27.10.1八王子市中央図書館みなみ野分室開室 八王子市民体育館及び甲の原体育館を八王子市富士森体育館及び刊の原体育館に改称2.3.4第 4 次読書のまち八王子推進計画を策定 第 3 次八王子市教育振興基本計画「ビジョンはちおうじの教育」を策定 学校施設整備担当部長を学校教育部に置くことに改める 八王子市立学校設置条例を改正し、第六小学校教育部に学校複合施設整備課を設置	21. 4. 1			
日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例制定 27.10.1 八王子市中央図書館みなみ野分室開室 27.12.15 八王子市民体育館及び甲の原体育館を八王子市富士森体育館及び八王子市甲の原体育館に改称 28.1.4 事務局機構(3部13課5館) 学校教育部に学校複合施設整備課を設置 和6年度)を策定 第4次読書のまち八王子推進計画を策定 第3次八王子市教育振興基本計画「ビジョンはちおうじの教育」を策定 学校施設整備担当部長を学校教育部に置くことに改める 八王子市立学校設置条例を改正し、第六小学校及び第三中学校を廃止、八王子市立い			2. 3. 3	
27.10.1 27.12.15八王子市中央図書館みなみ野分室開室 八王子市民体育館及び甲の原体育館を八王子 市富士森体育館及び八王子市甲の原体育館に 改称2.3.14第 3 次八王子市教育振興基本計画「ビジョンはちおうじの教育」を策定 学校施設整備担当部長を学校教育部に置く ことに改める 八王子市立学校設置条例を改正し、第六小学校及び第三中学校を廃止、八王子市立い				
27.12.15 八王子市民体育館及び甲の原体育館を八王子 市富士森体育館及び八王子市甲の原体育館に 改称 28.1.4 事務局機構(3部13課5館) 学校教育部に学校複合施設整備課を設置 ンはちおうじの教育」を策定 学校施設整備担当部長を学校教育部に置く ことに改める 八王子市立学校設置条例を改正し、第六小 学校及び第三中学校を廃止、八王子市立い				
市富士森体育館及び八王子市甲の原体育館に 改称 28.1.4 事務局機構 (3 部 13 課 5 館) 学校教育部に学校複合施設整備課を設置 2.4.1 学校施設整備担当部長を学校教育部に置く ことに改める 八王子市立学校設置条例を改正し、第六小 学校及び第三中学校を廃止、八王子市立い			2. 3. 14	
改称 ことに改める ことに改める 八王子市立学校設置条例を改正し、第六小学校教育部に学校複合施設整備課を設置 学校及び第三中学校を廃止、八王子市立い	41.14.15		2 / 1	
28. 1. 4 事務局機構 (3 部 13 課 5 館) 八王子市立学校設置条例を改正し、第六小 学校教育部に学校複合施設整備課を設置 学校及び第三中学校を廃止、八王子市立い			L. T. 1	
	28. 1. 4	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		
学校教育部を 7 課体制から 8 課体制に改め 「おの森義務教育学校を開校				
		学校教育部を7課体制から8課体制に改め		ずみの森義務教育学校を開校
る	20 G 1	_		
野球場)の愛称を使用開始	40. U. I			

 年 月 日	事項	年 月 日	事	 項
2. 6.15	サーダー はちっこキッチン(学校給食センターの共通	十 刀 凵	1	<u>ス</u>
- 4.15	愛称)の供用開始			
2. 6.19	「霊気満山 高尾山〜人々の祈りが紡ぐ桑都			
2. 10.14	物語~」が日本遺産に認定 学校での1人1台端末環境を整備する国の			
<i>L</i> . 10. 17	GIGA スクール構想に基づく八王子市版 GIGA			
	スクール構想を策定			
3. 3.31	八王子市郷土資料館展示場を閉鎖			
3 . 4 . 1	事務局機構(3 部 12 課 5 館) 学校教育部を 8 課体制から 7 課体制に改める			
3. 6.12	桑都日本遺産センター 八王子博物館が開館			
3. 7. 1	八王子市学校給食センター条例を改正し、			
3. 10.18	八王子市学校給食センター元横山を設置 事務局機構(2 部 13 課 5 館)			
J. 10.10	図書館部を廃止し、生涯学習スポーツ部に放			
	課後児童支援課及びスポーツ担当部長を設置			
	生涯学習スポーツ部を5課1館体制から6課5 館体制に改める			
4. 3.31	西体制に成める 八王子市姫木平自然の家を長野県小県群長和			
	町に移譲し、八王子市姫木平自然の家条例を			
4. 4. 1	廃止 事務局機構(2 部 14 課 1 館)			
4. 4. 1	生涯学習スポーツ部を6課5館体制から7課			
	1館体制に改める			
4. 5. 18	児童の放課後活動等の充実に向けた今後の方 針〜学校は子どものホッとプレイス〜を策定			
4. 9.21	近の子校はすどものかりとフレイスのを原定 「みんなが集う学校の未来」八王子市教育委			
	員会指針を策定			
4. 12.21	市立小・中学校再編基本方針を策定			
5. 3.23 5. 6.24	八王子市第五次特別支援教育推進計画を策定 市立小・中・義務教育学校における不登校総			
0. 0.11	合対策「つながるプラン」を策定			
5. 7. 1	八王子市学校給食センター条例を改正し、			
6. 2. 21	│八王子市学校給食センター楢原を設置 │八王子市第五次特別支援教育推進計画を踏ま			
0. 2.21	え、特別支援学級(知的障害)再編の基本計			
	画を策定			
6. 8 6. 10.1	学校給食費の保護者負担無償化を開始 八王子市学校給食センター条例を改正し、			
0. 10.1	- 八工子市学校船長とファー米内を成正し、 - 八王子市学校給食センター寺田を設置			
7. 2.22	第 4 次八王子市教育振興基本計画を策定			
7 . 3 . 3	第2期八王子市スポーツ推進計画を策定 八王子市生涯学習プラン(令和7年度~令和			
1. 3. 3	- 八王士市生涯字首ノフノ(守和 7 年度~守和 16 年度)を策定			
7. 4. 1	八王子市立学校の管理運営に関する規則を			
	改正し、第二小学校及び第四中学校を小中一			
	貫校、八王子市立たがの杜小中学校として開			

教育委員会の機構

令和7年(2025年)4月1日現在

教育委員会		节和 7 中(2025年) 4 月 1 日境往
学校教育部	── 教育総務課	教育委員会事務局の運営 訴訟、和解、審査請求、請願及び陳情の調整 教育委員会の権限に属する事務に関する資料の収集 整理及び調査 学校教育施策の総合的な政策立案(教育振興基本計画) 教育委員会に関する広報及び広聴 総合教育会議の調整 教育委員会の契約 教育委員会の表彰 学校の防災
	— 地域教育 推進課	学校の設置、廃止及び学校再編に関する事務 地域運営学校に関する事務 PTA連合会に関する事務 学校支援ボランティア人材バンク及び学校活動支援・協働事業に 関する事務 子どもの安全体制整備に関する事務 通学路の安全に関する事務
	—— 学校施設課	校舎その他学校施設の建設及び管理 学校用地の取得及び管理等 学校用地及び校舎等の保全及び営繕
	学校給食課	学校給食 学校給食センターの管理運営
	学務課	学級編制 児童・生徒の就学、入学及び転学 就学支援、奨学金 校外活動及び部活動の指導員、連合行事 学校財産(動産)及び教材その他管理用物品の取得及び管理 学校運営支援
	教育指導課	学校への指導及び助言に関する事務 教科書採択に関する事務 アシスタントティーチャー及び外国語指導助手の配置に関する事務 小中一貫教育の推進に関する事務 人権尊重及びいじめ防止対策に関する事務 学校図書館サポートセンターに関する事務 科学教育センターに関する事務 教科書センターに関する事務 教育センターの管理運営 学校保健 特別支援教育 登校支援 児童・生徒及び青少年等の総合的な教育相談 学校のICT環境整備及び情報セキュリティ 教育研究所の運営及び教員研修に関する事務
	教職員課	事務局職員及び教職員の定数配置 事務局職員及び教職員の人事及び服務 事務局職員及び教職員の給与及び公務災害補償 事務局職員及び教職員の健康管理及び労働環境衛生
小学校中学校義務教育学校		

生涯学習 生涯学習及び社会教育の振興に関わる総合的な政策立案・施策の推 スポーツ部 生涯学習 進 生涯学習審議会 政策課 生涯学習関連事業の地域との連携 放課後児童 学童保育所の運営及び施設の維持管理 放課後子ども教室 支援課 スポーツ及びレクリエーションに係る企画、調整及び施策の推進 スポーツ スポーツ推進審議会、スポーツ推進委員 スポーツ及びレクリエーション団体の活動支援 振興課 国際的なスポーツ大会に関すること 運動場の管理及び運営 公園内運動施設の管理及び運営 スポーツ 陵南プールの管理及び運営 施設管理課 体育館の管理及び運営 公共用地及び事業所体育施設の開放 生涯学習活動の支援 社会教育関係団体の育成 社会教育の広報活動及び調整 青少年教育の推進 学習支援委員 学習支援課 生涯学習情報の収集及び提供 生涯学習相談 生涯学習事業の実施 生涯学習センターの管理及び運営 文化財の保護・調査 文化財の保存・活用 文化財保護審議会、博物館協議会 文化財課 文化財の許認可 郷土資料館及び文化財施設の管理及び運営 日本遺産の推進に関すること 科学に関する資料及び装置の展示・利用 プラネタリウムその他の投影装置による天体運行等の投影 こども 科学に関する実習及び講習会等の開催 科学館

その他科学に関し教育委員会が必要と認める事業

こども科学館の管理及び運営

図書館事業の企画及び運営管理

図書館課

図書館資料の収集・整理・保存・貸出・閲覧 読書案内・読書相談・調査研究への援助 他の図書館・学校・その他の教育機関との相互協力 館報その他読書資料等の発行及び頒布

教育定例会開催状況(令和6年度(2024年度))

教育委員会開催回数 19回 (定例会 19回 臨時会 0回)

事 項 別 審 議 状 況

ず 切	加 笛	11找	1/\	174											
		市議会提出議案の審議	規則等の制定・改正	各種委員の委嘱等	教育財産の用途廃止	事務局等職員人事	教職員人事	教育委員会表彰	その他	小計	審査請求	請願	協議事項	報告事項	合計
第1回	4/3			1		1	1			3				3	6
第2回	4/17			3					1	4				4	8
第3回	5/22	1		3			2	1	1	8				9	17
第4回	6/22	1		1			1		1	4			1	4	9
第5回	7/3		1	3					2	6			2	2	10
第6回	7/17									0			1		1
第7回	8/7	4					1		3	8			1	3	12
第8回	8/28	1							1	2				5	7
第9回	9/18								1	1				4	5
第10回	10/16	1					1			2			3	1	6
第11回	10/30	1						1		2				1	3
第12回	11/9									0			1	7	8
第13回	11/27						1		1	2				5	7
第14回	12/18	1	1						1	3				3	6
第15回	1/8		1							1				7	8
第16回	1/22	1					1			2			1	8	11
第17回	2/5	1					3	1	2	7				3	10
第18回	2/22							1	2	3				10	13
第19回	3/19	1	1				1		1	4				4	8
計	•	13	4	11	0	1	12	4	17	62	0	0	10	83	155

各種審議会等

令和7年(2025年)4月1日現在

 名 称	 目 的	委員数	委員の構成	任 期
奨 学 審 議 会	奨学生の選考その他奨学金支給事業の 円滑かつ適正な運営 (昭和60年9月30日 規則第34号)	13 (13)	市議会議員 7 市立中学校長又は義務教育学校長 1 都立高等学校長 1 私立高等学校長 1 商工業関連団体を代表する者 2 市内中学校又は義務教育学校 (後期課程)の生徒の保護者 1	2
生涯学習審議会	教育委員会の諮問に応じ、生涯学習の 振興に関する計画の立案、生涯学習施策 ・事業の評価等について調査・審議し、 意見を述べる。 (平成19年3月28日 条例第32号)	15 (16 以内)	学校教育及び社会教育関係者 9 学識経験者 4 公募による市民 2	3
学習支援委員	生涯学習活動の支援及び相談、学習情報の収集及び提供、生涯学習関係団体の連携等により市民の生涯学習の振興を図る。 (平成19年2月22日 教育委員会規則第4号)	15 (24 以内)	公募による市民 15	3
スポーツ推進 審 議 会	教育委員会の諮問に応じ、スポーツ施設及び設備に関して、また指導者の養成・団体の育成等に関して調査審議し、建議する。 (平成19年3月28日 条例第34号)	15 (15 以内)	市内スポーツ関係者 7 障害者スポーツ関係者 2 学校体育関係者 2 上記以外の学識経験者 2 公募による市民 2	3
スポーツ推進委員	市民のスポーツの推進に関し、スポーツに対する市民の関心及び理解を深め、スポーツの実技の指導及び助言を行う。また、総合型地域スポーツクラブ等、市民のスポーツ推進のための組織の育成、学校等の教育機関の行うスポーツに関する行事及び事業に協力する。 (平成26年4月23日 教育委員会規則第6号)	38 (49 以内)	市内23地区から推薦 34 公募による市民 4	3
文 化 財 保 護審 議 会	教育委員会の諮問に応じて、文化財の 保存及び活用に関する重要事項を調査審 議し、並びにこれらの事項について教育 委員会に建議する。 (昭和52年3月15日 条例第6号)	14 (14 以内)	文化財に関し広くかつ高い識見を 有する者 14	3

 名 称	目 的	委員数	委員の構成	任 期
排版总切差入	八王子市こども科学館及び八王子市郷 土資料館の管理運営並びに博物館その他 これに類する施設の事業の振興に関して	10	学識経験者 6 公募による市民 4	3
博物館協議会	調査協議し、教育委員会に意見を述べる。 。 (平成19年3月28日 条例第33号)	以内		3
八王子市教育委員会 い じ め 問 題 対 策 委 員 会	教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、教育委員会に意見を述べる。 (平成29年3月28日 条例第13号)	14 〔16 以内〕	学識経験者1法律に関わる専門家2医療に関わる専門家1福祉に関わる専門家1心理に関わる専門家1警察関係者1地域関係者3保護者代表2学校関係者2	2

^{※〔〕}は定数

教育委員会の職員数

令和7年(2025年)5月1日現在

日本語 日本						π // /ν		=	\ \			-		1			т,			202J-	十/	5月	1 Ц.	九江
# 長 - 日本			行		I		丿	_	釵					彳		戦				芦務 耶	<u></u>			会計
学校教育部務課 1 1 1 2 5 4 13 8 0 13 12 1 1 1 1 2 3 4 8 6 4 13 8 2 2 1 5 1 1 1 1 1 1 1 2 3 4 4 13 8 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			部長・	長・担当課長・		主		課		指導主事	業務主任			一般行政	一般行政職	一般行政職	土木作業					(再任		任用職員(専門
登校教育部 教職員課			3						3			0	3	3									3	
学校無設課 1 1 1 1 2 3 3 8 0 0 0 8 7 0 1 1 0 0 0 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		教育総務課		1	1	2	5	4	13			0	13	12	1								13	1
学校施設課		教職員課		1	2	3	9	7	22			0	22	21		1							22	146
学校給設課付 1 4 18 10 34 32 2 3 1 1 7 2 3 3 4 4 2 2 2 1 1 2 2 1 1 2 2 1 1 1 1 3 3 1 <td< td=""><td></td><td>地域教育推進課</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>8</td><td></td><td></td><td>0</td><td>8</td><td>7</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>8</td><td></td></td<>		地域教育推進課		1	1	1	2	3	8			0	8	7		1							8	
学校給食課付	兴	学校施設課		1		5	7	7	20		2	2	22	20							2		22	3
学校給食課付	校数	学校施設課付				1	1		2		1	1	3	2				1					3	
学校給食課付	育部	学校給食課		1	1	4	18	10	34			0	34	32	2								34	
接触を持続機能を対します。 1 2 8 13 4 28 14 14 42 38 4	ПЬ	学校給食課付					2		2		5	5	7	2						4		1	7	
特別支援・情報教育担当 1		学務課		1		4	9	6	20			0	20	20									20	
部 計 3 8 7 28 66 41 153 14 8 22 175 158 7 2 0 1 0 4 2 1 175 237 1 1 0 0 1 1 0 0 1 1 1 0 0 1 0 1 0 1 1 0 1 0 1 1 0 1 0 1 1 0 1 0 1 1 0 1 0 1 1 0 1 0 1 1 0 1 1 0 1 1 0 1 1 0 1 1 0 1 1 0 1 1 1 0 1 1 1 0 1 1 1 0 1 1 1 0 1 1 1 0 1 1 1 0 1 1 1 0 1 1 1 0 1		教育指導課		1	2	8	13	4	28	14		14	42	38	4								42	87
生涯学習み検練 1 3 5 1 10 0 1 1 1 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		特別支援・情報教育担当		1					1			0	1	1									1	
生涯学習の検課 1 3 5 1 10 0 10 10 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 3 1 1 3 1 1 3 1 1 3 1 1 3 1 1 3 1 1 3 1 1 3 1 1 3 1 1 3 1 1 3 1 1 3 1 1 1 1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 <t< td=""><td></td><td>部 計</td><td>3</td><td>8</td><td>7</td><td>28</td><td>66</td><td>41</td><td>153</td><td>14</td><td>8</td><td>22</td><td>175</td><td>158</td><td>7</td><td>2</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>4</td><td>2</td><td>1</td><td>175</td><td>237</td></t<>		部 計	3	8	7	28	66	41	153	14	8	22	175	158	7	2	0	1	0	4	2	1	175	237
学習支援課 1 1 3 7 3 15 0 15 13 1 1 0 0 15 13 1 1 0 0 15 16 文化財課 1 2 2 9 13 27 0 0 27 18 9 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		_	1						1			0	1	1									1	
生涯学習政策課 1 2 2 9 13 27 0 27 18 9 0 0 27 8 生涯学習政策課 1 1 1 3 8 1 13 2 2 15 11 2 0 0 2 15 7 こども科学館 1 1 3 1 6 0 6 5 1 0 0 1 1 0 1 1 放課後児童支援課 1 3 4 4 12 0 12 12 0 0 0 12 12 0 0 0 0 12 12 0		スポーツ振興課		1		3	5	1	10			0	10	10									10	1
生涯学習政策課 1 1 3 5 0 5 5 0 5 1 スポーツ施設管理課 1 3 8 1 13 2 2 15 11 2 0 2 15 7 こども科学館 1 1 3 1 6 0 6 5 1 0 0 1 1 0 1 1 0 1 1 0 1 1 0 1 1 0 1 1 0 1 1 0 1 1 0 1 1 0 1 1 0 0 1 1 0 0 1 1 0 0 1 1 0 0 1 1 0 0 1 1 0 0 1 1 0 <		学習支援課		1	1	3	7	3	15			0	15	13	1	1							15	16
日本遺産推進担当 1 3 4 4 12 0 12 12 0 12 12 0 12 4 図書館課 1 3 6 18 8 36 0 0 36 33 2 1 0 0 0 0 0 0 0 2 129 12 が学校 5 39 19 63 42 42 105 52 9 2 14 17 11 105 中学校 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 2 1	11.	文化財課		1	2	2	9	13	27			0	27	18		9							27	8
日本遺産推進担当 1 3 4 4 12 0 12 12 0 12 12 0 12 4 図書館課 1 3 6 18 8 36 0 0 36 33 2 1 0 0 0 0 0 0 0 2 129 12 が学校 5 39 19 63 42 42 105 52 9 2 14 17 11 105 中学校 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 2 1	生 涯 学	生涯学習政策課		1		1	3		5			0	5	5									5	1
日本遺産推進担当 1 3 4 4 12 0 12 12 0 12 12 0 12 4 図書館課 1 3 6 18 8 36 0 0 36 33 2 1 0 0 0 0 0 0 0 2 129 12 が学校 5 39 19 63 42 42 105 52 9 2 14 17 11 105 中学校 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 2 1	子 習 7	スポーツ施設管理課		1		3	8	1	13		2	2	15	11	2							2	15	7
放課後児童支援課 1 3 4 4 12 0 12 12 0 12 12 0 1 0 12 12 1 0 1 12 4 図書館課 1 3 6 18 8 36 0 0 36 33 2 1 0 0 3 0 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	ポー	こども科学館		1		1	3	1	6			0	6	5	1								6	3
放課後児童支援課 1 3 4 4 12 0 12 12 0 12 12 0 1 0 12 12 1 0 1 12 4 図書館課 1 3 6 18 8 36 0 0 36 33 2 1 0 0 3 0 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	・ ツ 部	日本遺産推進担当		1					1			0	1	1									1	
図書館企画調整担当 1	HI	放課後児童支援課		1		3	4	4	12			0	12	12									12	4
部計 1 10 6 22 57 31 127 0 2 2 129 110 6 11 0 0 0 0 0 0 2 129 127 小学校 5 39 19 63 42 42 105 52 9 2 14 17 11 105 10 中学校 1 <td></td> <td>図書館課</td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>18</td> <td>8</td> <td>36</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>36</td> <td>33</td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>36</td> <td>87</td>		図書館課		1	3	6	18	8	36			0	36	33	2	1							36	87
小学校 5 39 19 63 42 42 105 52 9 2 14 17 11 105 中学校 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 2 1		図書館企画調整担当		1					1			0	1	1									1	
中学校 1 1 17 17 18 1 14 3 18 義務教育学校 1 1 1 1 2 1 1 2		部計	1	10	6	22	57	31	127	0	2	2	129	110	6	11	0	0	0	0	0	2	129	127
義務教育学校 1 1 1 1 2 1 1 2	小 学 校					5	39	19	63		42	42	105	52	9	2				14	17	11	105	
	中 学 校					1			1		17	17	18	1							14	3	18	
合 計 4 18 13 56 163 91 345 14 70 84 429 322 22 15 0 1 0 18 34 17 429 364		務教育学校					1		1		1	1	2	1							1		2	
※市長部局との併任も含む。			4	18	13	56	163	91	345	14	70	84	429	322	22	15	0	1	0	18	34	17	429	364

[※]市長部局との併任も含む。

[※]指導主事14名の内、8名は市費負担職員(統括指導主事3名、固有指導主事5名)

[※]学校職員は都費負担職員を除く。

[※]この表は、実際の配置ではなく、所属による区分で集計(会計年度任用職員(専門職)は任用課で集計)